

第60回 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

次 第

日 時 令和4年2月17日（木）14時から
場 所 愛媛県水産研究センター栽培資源研究所
愛媛県伊予市森甲 121-3

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議長選出

5 議事録署名人の指名

6 議 事

- 1) 会長、会長代理の互選について
- 2) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について
- 3) 令和4年度における各種漁業の入会調整について
- 4) その他

7 閉 会

第60回 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

資料

日 時 令和4年2月17日（木）
14時から

場 所 愛媛県水産研究センター
栽培資源研究所

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会委員名簿

(令和4年2月17日)

(愛媛海区)

氏名	備考
藤田一也	(前)愛媛県漁業協同組合 西条支所運営委員長
中山達也	(前)愛媛県漁業協同組合 大島支所運営委員長
林喜代行	愛媛県漁業協同組合 岩城生名支所運営委員長
田中武繁	愛媛県漁業協同組合 関前支所運営委員長
竹ノ内徳人	愛媛大学准教授
喜田ヒサ子	愛媛県漁業協同組合 女性部連合会会长

(香川海区)

氏名	備考
北尾登史郎	(前)香川県農政水産部水産課 課長
宇山哲司	津田町漁業協同組合 代表理事組合長
山口 豊	三豊市漁業協同組合 副組合長
岩田英行	伊吹漁業協同組合 代表理事組合長
大北永吏	香川県漁協女性部連合会 副会長
嶋野勝路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事長

第60回愛媛・香川連合海区漁業調整委員会出席者名簿

(愛媛県)

所 属	職 名	氏 名	備 考
愛媛県農林水産部水産局 水産課	水産課長 主幹 係長	若下 藤雄 谷川 貴之 宇野 奈津子	(兼)事務局長 (兼)事務局次長
愛媛県東予地方局水産課	係 長	高島 景	
愛媛県東予地方局今治支局 水産課	課 長	木原 英輝	
愛媛県南予地方局水産課	課 長	梶田 陽一郎	
愛媛海区漁業調整委員会 事務局	書記 書記 書記	逢阪 和則 滝本 敦史 莢田 峻希	

(香川県)

所 属	職 名	氏 名	備 考
香川県農政水産部水産課	水産課長 副主幹 主任	柏山 浩史 龍満 直起 益井 敏光	(兼)事務局長
香川海区漁業調整委員会 事務局	事務局 次長 書記	大山 憲一 中山 博志	

第2号議案 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程の改正について

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程 新旧対照表

改正後	改正前
愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程	愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程
第1条 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」とい う。)は、漁業法その他の法令の定めるところにより、愛媛海区、香川 海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。	第1 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会(以下に「委員会」とい う。)は、漁業法その他の法令の定めるところにより、愛媛海区、香川 海区の2海区の区域内にまたがる漁業に関する事項を処理する。
第2条～第4条 (略)	第2条～第4条 (略)
第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会 長代理が招集する。 2～3 (略) 4. 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に 出席することができる。	第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長事故あるときは、会 長代理が招集する。 2～3 (略) <u>(新設)</u>
第6条～11条 (略)	第6条～11条 (略)
第12条 愛媛海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、 第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により 公表する。	第12条 議事録は一般の総覧に供する。
第13条 (略)	第13条 (略)
第14条 この規程に定めるもののはか必要な事項は、漁業法を適用 する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。	第14条 この規程に定めるもののはか必要な事項は、漁業法を適用 する。漁業法に規定なき事項は、会長が定める。

附則

この規程は、令和4年2月 日から施行する。

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程（案）

（所掌事務）

第1条 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、愛媛海区、香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

（事務所所在地）

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

（委員会）

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2. 委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。
3. 委員会に書記若干名をおく。
4. 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2. 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3. 会長に事故あるときは、会長代理が職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2. 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。
3. 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見易い方法によって公示しなければならない。
4. 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2. 議事は、法令で定める場合を除くのほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この限りでない。

第8条 委員は議題について、自由に質疑しましたは意見を述べることができる。

2. 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 委員会の日時及び場所
2. 出席委員の氏名
3. 議事事項
4. 議事の要領
5. 議決の結果
6. その他重要事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 愛媛海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月 日から施行する。

(参考)第2号議案関係規定

漁業法（昭和24年法律第267号）

(委員会の会議)

第145条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(準用規定)

第151条 第137条第2項から第6項まで、第141条、第143条第3項及び第144条から第146条までの規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第137条第2項ただし書及び第5項中「都道府県知事が」とあるのは「第148条第4項の委員の選任方法に準じて」と、第141条及び第144条第1項中「都道府県知事」とあるのは「第148条第四項に規定する都道府県知事」と、同項中「議会の同意を得て」とあるのは「その選任方法に準じて」と読み替えるものとする。

漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）

(議事録)

第47条 法第145条第4項（法第173条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による議事録の公表は、会議の終了後、遅滞なく行わなければならない。

2 法第145条第4項の規定による議事録の公表の期間は、当該公表の日から3年間とする。

令和4年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表（案）

（令和4年2月 日協定）

香川海区から愛媛海区への入漁内訳						令和3年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数 統	許可数 統		
瀬戸内海機船 船びき網	27	5.15～翌1.15	仮崎から江の島東端見通し線以東の海面。 仮崎ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。		三豊市(旧大浜) 三豊市(旧仁尾町) 伊観音寺吹 西かがわ(旧豊浜町)	27	0 1 0 15 0		
ローラー 吾智網	11	1.1～12.31 (従来の入漁区域) 11隻 5.1～5.31 (入漁拡張区域) 6隻	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し500メートルの点を結ぶ線の5直線に囲まれた区域。		詫間(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 三豊市(旧三崎)	11	0 0 0 0		
さわら流網	19	4.1～7.31 9.1～11.30	燧灘海面を除く (旧越智郡西部海面を除く)		三豊市(旧栗島) リ(旧志々島) 詫間(旧詫間) リ(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 伊観音寺吹 西かがわ(旧大野原) 伊与島	19	0 0 0 0 0 6 0 11 0		
小型機船 底びき網 (手縄第2種) (手縄第3種)		1.1～12.31	仮崎から魚島東端見通し線以東の海面。 仮崎ただし、禁止区域を除く。	現有三豊 市・観音寺 市内の許可 を有するも の	三豊市内と観音寺市 内の各漁協	365			

令和4年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表(案)

(令和4年2月 日協定)

愛媛海区から香川海区への入漁内訳				令和3年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	愛媛県漁協支所名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	17	6. 1~ 翌1.15	古三崎から百貫島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線 及び余木崎から大鷲島頂見通し線以東の海面を除く。		三島 川之江 寒	17	4 3 0
		5. 15~ 翌1.15	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から豊島北 端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大鷲島頂見通し線以東の海面 を除く。				
さわら流網	7	4. 20~ 6. 15 9. 1~ 11. 30	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から円上島 頂見通し線以南の海面。		寒川	7	7
さつば刺網	3	8. 1~ 11. 30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	3	0
きす・かます 刺網	10	6. 1~ 11. 30	"	"、午前中は 操業禁止	川之江	10	10
かれい・こち 刺網	6	5. 1~ 6. 30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	6	6
かに建網	20	8. 20~ 10. 31	"	"	川之江	20	20
たい・はも・ あなご延繩	13	1. 1~ 12. 31	"	"	川之江	13	13
小型機船 底びき網 (手縄第2種) (手縄第3種)	現有隻数	1. 1~ 12. 31	観音寺市・三豊市境界(旧三ツ岩)から高井神 島北端見通し線以南の海面。ただし、禁止区域を 除く。				